

亀山市人事行政の運営等の状況について

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について公表するものです。

令和7年12月

— 目 次 —

第 1 章	職員の任免及び職員数に関する状況	2
1	職員の任免の状況	
2	職員数の状況	
3	定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	
4	等級及び職制上の段階ごとの職員数	
第 2 章	職員の人事評価の状況	8
第 3 章	職員の給与の状況	9
1	総括	
2	一般行政職給料表の状況	
3	職員の平均給与月額、初任給等の状況	
4	一般行政職の級別職員数等の状況	
5	職員の手当の状況	
6	特別職の報酬等の状況	
第 4 章	公営企業職員の状況	17
1	水道事業・工業用水道事業	
2	病院事業	
第 5 章	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	23
1	一般職の勤務時間の状況	
2	休暇の概要	
第 6 章	職員の休業の状況	25
1	各種休暇の取得状況	
第 7 章	職員の分限及び懲戒処分の状況	26
1	分限処分の状況	
2	懲戒処分の状況	
第 8 章	職員のサービスの状況	27
1	職務専念義務免除の概要	
2	営利企業等への従事	
第 9 章	職員の退職管理の状況	28
第 10 章	職員の研修の状況	29
1	研修の状況	
第 11 章	職員の福祉及び利益の保護の状況	31
1	健康管理事業の状況	
2	職員互助会への補助金の状況	
3	その他福利厚生事業の状況	
第 12 章	その他市長が必要と認める事項	32
1	公平委員会の業務の状況	

第1章 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免の状況

(1) 採用状況

区 分	採用者数
事 務 職	7 人
技 術 職	4 人
保 健 師	2 人
管理栄養士	1 人
保育士・幼稚園教諭	1 人
給食調理員	1 人
消 防 職	2 人
医 療 職	9 人
合 計	27 人

(注) 採用者数は、令和6年4月2日から令和7年4月1日に採用した人数です。

(2) 退職状況（令和6年度）

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職等	合 計
事 務 職	6 人	3 人	4 人	13 人
技 術 職	2 人	—	1 人	3 人
保 健 師	2 人	—	—	2 人
技能労務職	2 人	—	—	2 人
保育士・幼稚園教諭	2 人	—	—	2 人
消 防 職	1 人	—	—	1 人
医 療 職	8 人	—	—	8 人
合計	23 人	3 人	5 人	31 人

(注) 退職者数は、令和6年4月2日から令和7年4月1日に退職した人数です。

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

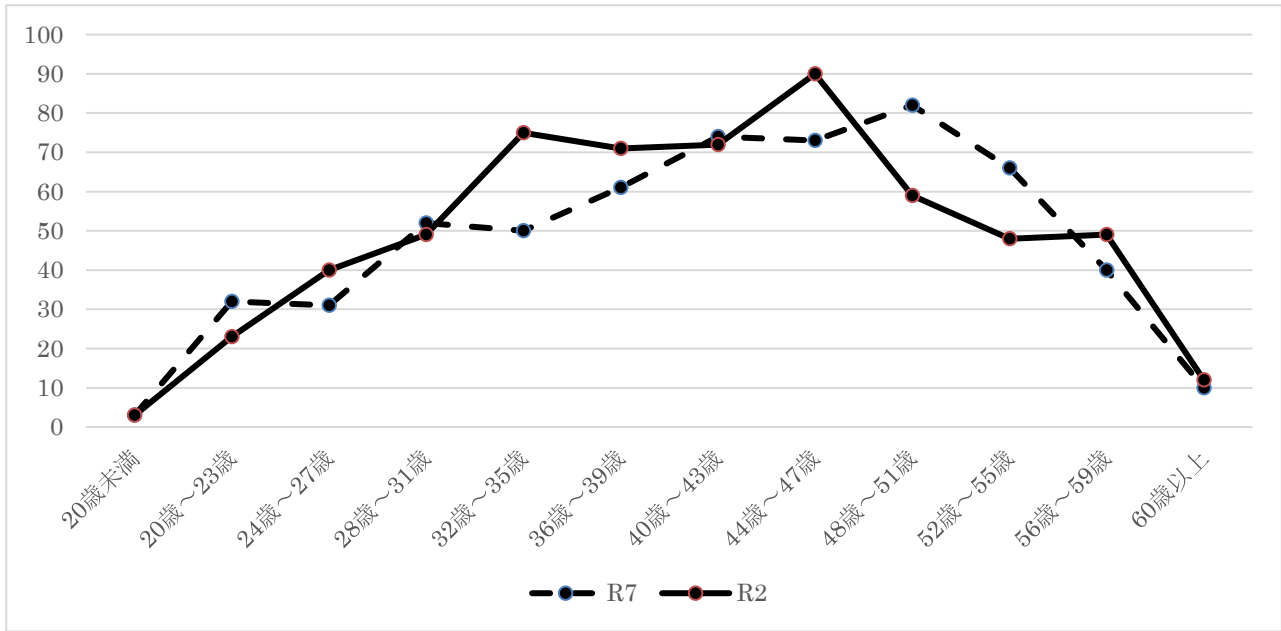
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	7	7	0	・業務量の変更に伴う増減
	総務・企画	88	88	0	
	税 務	19	19	0	
	農林水産	11	11	0	
	商 工	8	8	0	
	土 木	39	37	▲2	
	民 生	95	94	▲1	
	衛 生	31	33	2	
	小 計	298	297	▲1	
特別行政部門	教 育	70	70	0	
	消 防	79	79	0	
	小 計	149	149	0	
公営企業等会計部門	病 院	91	92	1	
	水 道	12	10	▲2	
	下 水 道	11	13	2	
	そ の 他	14	13	▲1	
	小 計	128	128	0	
合 計		575 [616]	574 [616]	▲1 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
職員数	3人	32人	31人	52人	50人	61人	74人	73人	82人	66人	40人	10人

3 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(1) 定員適正化目標

計画期間		数値目標			
始期	終期	R7.4.1 職員数	R11.4.1 職員数	R7 対 R11	
				増減数	増減率
令和7年4月1日	令和12年4月1日	424人	424人	0人	0.0%

(注) 消防職及び医療職を除く職員数です。

(2) 定員適正化計画の進捗状況

(各年4月1日現在)

	令和2年	令和3年 1年目	令和4年 2年目	令和5年 3年目	令和6年 4年目	令和7年 5年目
差引	—	▲2人	▲4人	2人	▲6	▲3
職員数	423人	421人	417人	419人	413人	410人

(注) 消防職及び医療職を除く職員数です。

4 等級及び職制上の段階ごとの職員数

(1) 行政職給料表 (一) (公営企業を含む。)

(令和7年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う職務	51	10.9	主事 技師 保育士 教諭 保育教諭 保健師 管理栄養士 室員	28 8 5 3 3 3 1 -	51	10.9	主事級
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	49	10.4	主任主事 主任技師 主任保育士 主任教諭 主任保育教諭 主任保健師 主任	33 1 10 1 3 1 -	49	10.4	主任主事級
3級	主査の職務	110	23.4	主査	110	110	23.4	主査級
4級	主任主査の職務	78	16.6	主任主査	78	78	16.6	主任主査級
5級	園長、館長及び主幹の職務	105	22.4	園長 館長 主幹	- - 105	105	22.4	主幹級
6級	1 課長、工事検査監、設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長及び館長の職務	57	12.2	課長 工事検査監 園長 副参事 事務局長(監査委員、選挙管理委員会) 会計管理者 分署長 館長 室長	28 1 13 6 2 1 2 2 2	57	12.2	課長級
7級	理事、部長、次長、支所長、危機管理監及び参事の職務	14	3.0	部長 次長 危機管理監 参事 消防部長 事務局長	7 1 1 3 1 1	19	4.1	部長級
8級	1 消防長の職務 2 困難な業務を分掌する理事及び部長の職務	5	1.1	消防長 消防署長 理事 部長 事務局長	1 1 - 3 -			

(2) 行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型的な作業を行う職務	-	-	給食調理員	-	-	-	技能労務職
2級	相当の技能又は経験を必要とする作業を行う職務	10	47.6	技能員 給食調理員 応接員	- 9 1	18	85.7	
3級	高度の技能又は経験を必要とする作業を行う職務	8	38.1	技能員 給食調理員 応接員	1 7 -			
4級	1 主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする作業を行う職務	1	4.8	主任技能員 主任給食調理員	1 -	3	14.3	主任技能労務職
5級	1 職長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	2	9.5	主任技能員 主任給食調理員 主任応接員 職長	- - - 2			

(3) 病院事業医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医療業務を行う職務	-	-	医師	-	-	-	医師級
2級	1 医長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1	33.3	医師	1	1	33.3	医長級
3級	1 部長の職務 2 困難な業務を処理する医長の職務	1	33.3	部長 医長	- 1	1	33.3	
4級	院長、副院長及び診療部長の職務	1	33.3	院長 診療部長	- 1	1	33.3	院長級

(4) 病院事業医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、作業療法士、理学療法士及び管理栄養士の職務	1	5.9	放射線技師 理学療法士 作業療法士	- - 1	1	5.9	技師級
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、作業療法士、理学療法士及び管理栄養士の職務	2	11.8	薬剤師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師	- 1 - 1 -	2	11.8	
3級	主任の職務	4	23.5	主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任薬剤師	1 1 2 -	4	23.5	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	6	35.3	主任臨床工学技士 主任診療放射線技師 主任管理栄養士 主任作業療法士 副薬剤部長 主任薬剤師	1 2 1 1 - 1	6	35.3	
5級	副薬剤部長、課長及び副参事の職務	4	23.5	課長 副参事 副薬剤部長	3 1 -	24	23.5	技師長級
6級	薬剤部長及び技術部長の職務	-	-	部長	-	-	-	部長級

(5) 病院事業医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	准看護師の職務	-	-	准看護師	-	-	-	看護師級
2級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	24	38.1	看護師 准看護師	20 4	24	38.1	
3級	主任の職務	10	15.9	主任看護師	10	10	15.9	主任級
4級	1 副看護師長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	24	38.1	主任看護師 副看護師長	15 9	24	38.1	副師長級
5級	課長、所長及び看護師長の職務	4	6.3	課長 看護師長 所長	3 1 -	4	6.3	師長級
6級	看護部長及び副看護部長の職務	1	1.6	看護部長 副看護部長	1 -	1	1.6	部長級

第2章 職員の人事評価の状況

本市では、職員の意識改革を促し、組織力を高めるため、消防職、医療職を除く職員を対象に、平成21年度から人事考課制度を試行導入して以降、制度そのものの効果を発揮しつつ、効率的な手法を模索しながら運用を見直し、発揮した実績や能力を、管理職と管理職以外に区分し、それぞれを客観的に評価する仕組みを構築しました。

そのような中、地方公務員法の改正により、すべての職員が定期的に人事評価を行うことが義務付けられたほか、評価は「能力評価」と「実績評価」の両面から行うこととしたことから、平成27年度に評価制度の改定を行い、平成28年度から実施しています。

一方、平成30年4月には、それまでの部・室の2層体制から部・課・グループの3層体制に再編を行ったため、これに伴う評価者等の改定を行いました。また、業務経験により実績評価得点が異なる制度を廃止するとともに、業務が多様化する中で、その達成レベルも様々であり、達成度合も想定していた以上の成果や効果があるものもあることから、達成基準の見直しも行いました。併せて、地方公営企業法の全部適用を行った市立医療センターの医療職については、医療センターにおける人事評価制度に基づき、人事評価を行うこととしました。

対象職員	すべての一般職の職員（派遣職員等を除く。）	
評価の種類	実績評価	目標管理手法を用いて、どのような目標を、どこまで達成し、どれだけの成果をあげたかを評価する。
	能力評価	安定的に高い成果を生み出す職務行動を抽出し、その行動特性がどれだけ発揮されているかを評価する。
	多面評価	部長級、課長級、主幹級の職員を対象に、所属職員により日常の指導や行動を評価する。
評価基準日	2月1日	
評価期間	4月1日から3月31日まで	

第3章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	49,035人	22,662,642千円	478,561千円	5,109,200千円	22.5%	22.8%

(資料：令和6年度地方財政状況調査表)

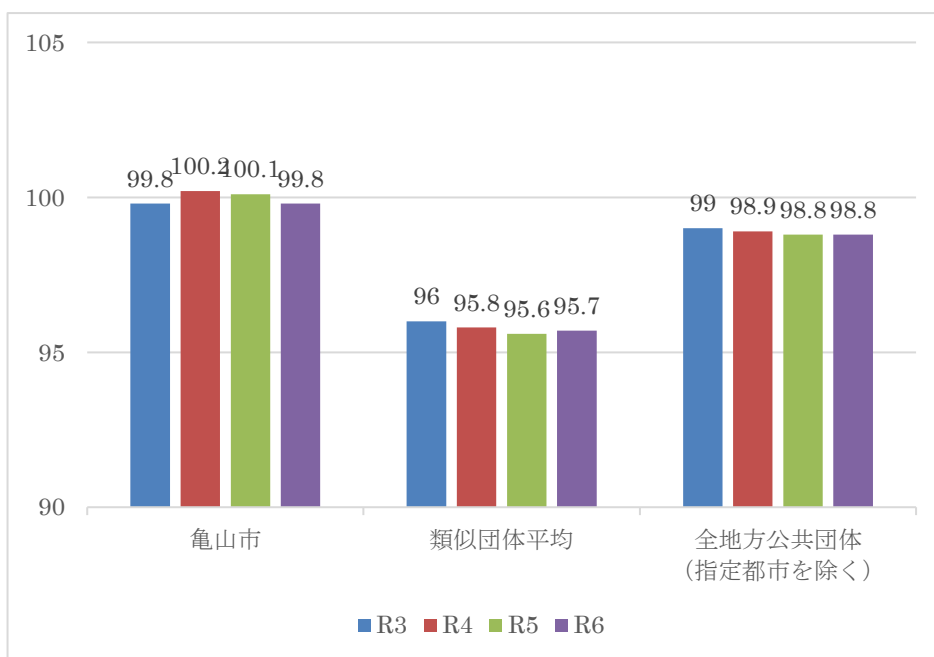
(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	473人	1,787,181千円	475,450千円	793,395千円	3,056,026千円	6,460千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(資料：令和6年度決算書)

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした指場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、給料表の水準を2%引き下げた。

給与制度の総合的見直しにより給料表水準の引き下げとなった職員で、引き下げ後の給料月額が、切り替え日の前日(平成27年3月31日)に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準5%に対し、本市においても5%を支給

(実施時期) 平成28年4月1日から実施

(参考)

	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合	令和7年度の 支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	5%
亀山市の支給割合	6%	6%	6%	6%	5%

2 一般行政職給料表の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1号級の給料月額	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
最高号級の給料月額	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700	450,900	488,500

（注）公営企業を含みます。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.8歳	347,672円	425,633円

（資料：令和7年度給与実態調査）

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における一般行政職職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（技能労務職）（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
技能労務職	48.1歳	21人	271,890円	295,998円

技能労務職員の基本的な考え方及び今後の取組内容

亀山市行政改革大綱の主旨に沿って、平成23年度から5年間で平成22年度の職員数維持を目標とする「定員適正化計画」を策定し、組織マネジメント機能の強化や組織のスリム化を図る一方で、職員数が不足する職種の重点的な職員採用を行うほか、指定管理者制度の拡充や非常勤職員の活用などにより目標を達成することができました。労務職については、必要に応じて給食調理員を採用する場合を除き、原則として退職者補充は行わないこととします。また、現在の組織・機構が求められる行政需要に対し最適なものであるかについての検証と定員配置の適正化について検討を行い、適正な定員管理に努めていきます。

(3) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

		亀山市	三重県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	228,300円	230,000円（総合職） 220,000円（一般職）
	高校卒	194,500円	195,200円	188,000円
技能労務職	高校卒	220,900円	-	-

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	294,400円	318,900円	370,000円
	高校卒	258,400円	298,900円	323,900円
技能労務職	高校卒	245,400円	274,600円	284,600円

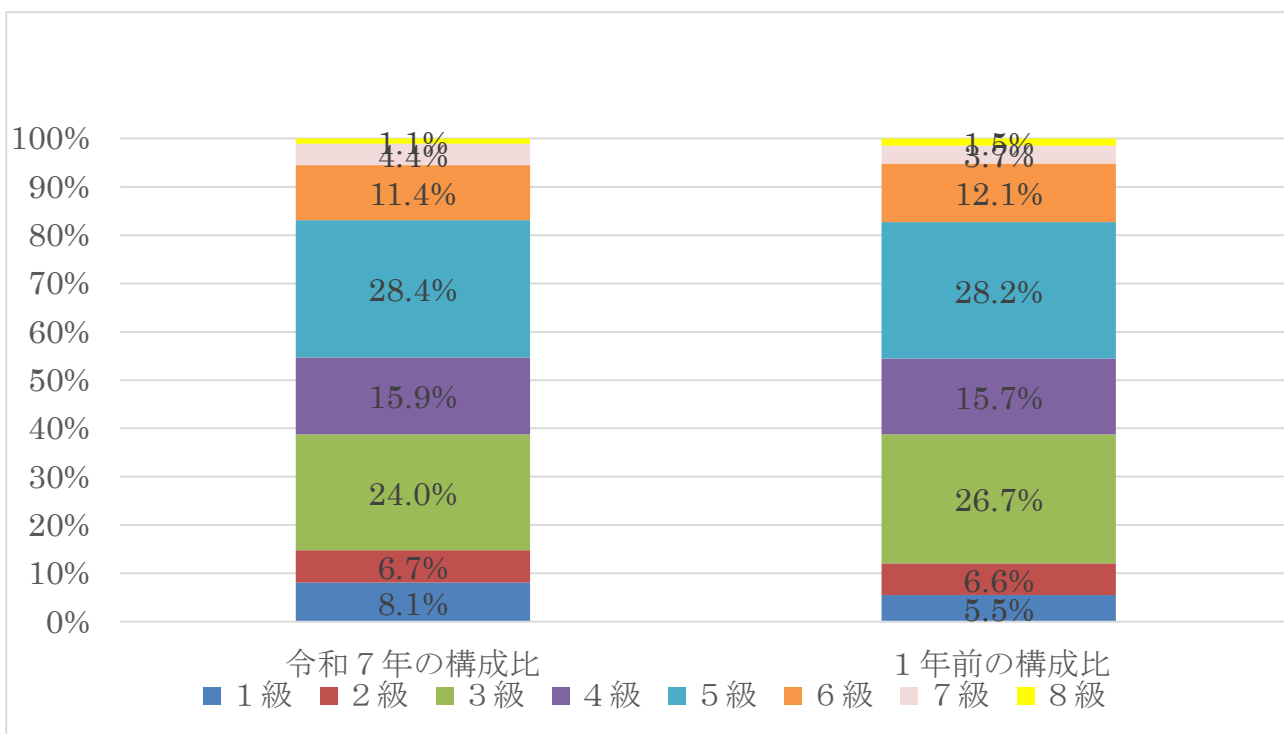
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	22人	8.1%
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	18人	6.7%
3級	主査の職務	65人	24.0%
4級	主任主査の職務	43人	15.9%
5級	園長、館長及び主幹の職務	77人	28.4%
6級	1 課長、工事検査監、設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長及び館長の職務	31人	11.4%
7級	理事、部長、次長、支所長、危機管理監及び参事の職務	12人	4.4%
8級	1 消防長の職務 2 困難な業務を分掌する理事及び部長の職務	3人	1.1%

(注) 1 亀山市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	亀山市	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

亀山市		三重県	
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,684千円		1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,775千円	
期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)	期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。(一般会計のみ)

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	亀山市	
	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		
標準の成績率のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

支給率	自己都合	勤続20年	19.6695月分	勸奨・定年	24.586875月分
		勤続25年	28.0395月分		33.27075月分
		勤続35年	39.7575月分		47.709月分
		最高限度額	47.709月分		47.709月分
	その他の加算措置	定年早期退職特例措置 2%~30%加算			
1人当たり平均支給額 (令和6年度)	自己都合	6,063千円			
	勸奨・定年	21,160千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した一般会計の全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		118,162千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		239,680円
支給対象	支給率	支給対象職員数
一般会計等職員	5%	493人

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,834千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		41,674円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		23.5%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫手当	産業環境部職員	感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件の消毒作業及びねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	日額 400円
	産業環境部職員	感染症の病原体を有する家畜若しくはその疑いのある家畜に対する防疫作業又は人体に有害な薬品を使用して植物の防疫作業若しくは害虫の駆除作業に従事したとき。	日額 400円
危険及び不快手当	健康福祉部職員	行旅病人の救護に従事したとき。	日額 1,500円
		行旅死亡人の処理に従事したとき。	日額 3,000円
	産業環境部職員	じんかい収集又は焼却場の処理作業に従事したとき。	日額 850円
	消防職員	消防職員が消火作業又は救急患者の搬送に従事したとき。	1件300円。ただし、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が行う同条第1項に規定する救急救命処置に係る業務に従事したときは、700円を加算する。
特殊手当	全職員	<p>1 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある本市の区域外の地域において、災害応急対策又は災害復旧のための業務として市長が別に定める業務に従事したとき。</p> <p>2 年末年始において、市長が別に定める業務に従事したとき。</p>	市長が業務によって定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	163,680千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	346千円

(注) 支給実績及び平均支給年額は、一般会計の額です。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・特定期間の加算（16歳～22歳） 5,000円	異
住居手当	借家・借間居住職員及び自宅居住職員に支給 ・借家・借間居住職員 支給限度額 28,000円	同
通勤手当	通勤に交通機関又は交通用具を利用している職員に支給 ・交通機関等利用者 最高限度額 55,000円 ※最長期間の定期相当額を支給単位期間で除した額の限度額 ・交通用具使用者(2km以上) 2,100円～31,600円	異
管理職手当	管理、監督の職にある職員に月額36,000円～70,000円を支給	異
管理職員特別勤務手当	管理、監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、週休日又は休日に勤務した場合に4,000円～12,000円を支給	異
宿日直手当	勤務時間以外の時間において設備の保全等に従事した職員に支給 勤務1回 4,400円	同

6 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	995,000円（945,250円）	
	副市長	745,000円	
	教育長	650,000円	
	病院事業管理者	650,000円	
報酬	議長	495,000円	
	副議長	420,000円	
	議員	390,000円	
期末手当	市長	6月期	2.075月分
	副市長	12月期	2.225月分
	教育長		
	病院事業管理者		
	議長	6月期	1.875月分
	副議長	12月期	2.025月分
退職手当	市長	(算定方式)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×450/100	任期毎
	教育長	給料月額×在職年数×280/100	任期毎
	病院事業管理者	給料月額×在職年数×200/100	任期毎

※（）内の金額は、給与削減措置により5%減額した額です。

第4章 公営企業職員の状況

1 水道事業・工業用水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算（令和6年度）

（資料：令和7年度各企業会計地方公営企業決算状況調査）

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
水道事業	1,120,804千円	195,278千円	123,698千円	11.0%	13.3%
工業用水道事業	44,992千円	33,451千円	602千円	1.3%	1.3%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
水道事業	12人	59,906千円	17,924千円	22,265千円	100,095千円	8,341千円
工業用水道事業	1人	411千円	90千円	—	501千円	501千円

（注）職員手当には退職給付費を含みません。

（資料：令和6年度各企業会計決算書）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

ア 水道事業

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務・技術職	46.3歳	336,966円	458,153円 (391,851円)

イ 工業用水道事業

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務・技術職	51歳	406,500円	574,337円 (531,575円)

（注） 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものです。

3 () 内は、時間外勤務手当、特殊勤務手当を除く額です。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

水道事業・工業用水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,855千円		1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,684千円	
期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)	期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

支 給 率	自己都合	勤続20年	19.6695月分	勤続20年	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	勤続25年	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	勤続35年	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	最高限度額	47.709月分	
	その他の加算措置	定年早期退職特例措置 2%~30%加算			

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和6年度決算)		3,151千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		262,651円
支給対象	支給率	支給対象職員数
全職員	5%	12人

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (令和6年度決算)	745千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	67,753円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	91.6%
手当の種類	1種類

(注) 手当の名称、主な支給対象業務は、第2章の5「職員の手当の状況 (4)特殊勤務手当」と同様です。

⑤ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和6年度決算)	8,069千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	733千円

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

第2章の5「職員の手当の状況 (6)その他の手当」と同様です。

2 病院事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算（令和6年度）

（資料：令和6年度各企業会計地方公営企業決算状況調査）

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
病院事業	1,789,414千円	0円	966,201千円	54.0%	54.4%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
病院事業	91人	338,168千円	139,222千円	98,408千円	575,798千円	6,327千円

（注）1 職員手当には退職給付費を含みません。

（資料：令和6年度各企業会計決算書）

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医療職	41.9歳	327,682円	443,969円 (393,432円)
うち医師	39.1歳	447,025円	1,105,782円 (652,913円)
うち医療技師	44.9歳	318,913円	414,677円 (364,584円)
うち看護師	42.1歳	323,511円	444,279円 (395,743円)

（注）1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものです。

3 () 内は、時間外勤務手当、特殊勤務手当を除く額です。

② 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

医師	大学卒	354,000円
医療技師	大学卒	232,500円
看護師	短大3卒	257,100円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
医師	大学卒	495,000円	517,900円	531,200円
医療技師	大学卒	288,900円	310,200円	338,400円
看護師	短大3卒	299,100円	316,500円	348,900円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

病院事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,081千円		1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,684千円	
期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)	期末手当 2.5月分 (1.4月分)	勤勉手当 2.1月分 (1.0月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

支 給 率	自己都合		勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 2%~30%加算			

③ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和6年度決算)		23,585千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		262,062円
支給対象	支給率	支給対象職員数
医師	20%	5人
医師以外の職員	5%	85人

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (令和6年度決算)	62,424千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	685,985円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	98.8%
手当の種類	6種類

手当の名称	支給対象勤務内容	支給基準	支給手当額
防疫手当	1 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件の消毒作業及びねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	日額	400円
	2 感染症の病原体を有する家畜若しくはその疑いのある家畜に対する防疫作業又は人体に有害な薬品を使用して植物の防疫作業若しくは害虫の駆除作業に従事したとき。	日額	400円
特殊手当	職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）が年末年始において、管理者が別に定める業務に従事したとき。	日額	管理者が業務によって定める額
病院手当	1 看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この表において同じ。）において行われる看護等の業務に2時間以上従事したとき。	1回	当該業務の勤務時間が、深夜の全部を含む勤務であるときは8,000円、深夜の一部を含む勤務であるときは4,000円。ただし、1月に8回を超えてこれら業務に従事したときは、当該超えて従事した業務1回につき2,000円を加算する。
	2 診療放射線技師又は管理者がこれに準ずると認めた職員が放射線撮影業務に従事したとき。		
	(1) 診療放射線技師	月額	6,000円
	(2) その他の職員	日額	230円
	3 医師以外の者が死体解剖に従事したとき。	1体	2,000円
	4 業務の都合上待機を命ぜられたとき。	1回	2,000円
	5 次の職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）がそれぞれの所管業務に従事したとき。	月額	
	(1) 臨床検査技師、臨床工学技士、作業療法士及び理学療法士	月額	8,000円
	(2) 薬剤師、診療放射線技師及び管理栄養士	月額	5,000円
	(3) 副看護師長	月額	12,000円
(4) 看護師及び准看護師		8,000円	

研究手当	1 医師が特に命ぜられた医療業務に従事したとき。 2 医師が困難な業務に従事したとき。	1回 月額	15,000円。ただし、4時間を超えて当該業務に従事したときは、10,000円を加算する。 860,000円を限度として管理者が別に定める額
緊急業務手当	管理者が認めた職員が、管理者の指定した緊急業務に従事したとき。	1回	実動に応じ別途算出した額
処遇改善手当	管理者が別に定める職員が所管業務に従事したとき。	月額	10,000円を限度として管理者が定める額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	21,170千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	271千円

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

第2章の5「職員の手当の状況（6）その他の手当」と同様です。

第5章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職の勤務時間の状況

(1) 勤務時間、休憩時間及び休息時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 勤務時間の弾力化制度（4週間単位の変形労働時間制）

公務運営上の事情により特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

2 休暇の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		20日（1暦年） ※繰越し20日
病気休暇	公務傷病	必要と認められる期間
	私傷病	必要と認められる期間（90日まで）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	5日以内
	結婚休暇	7日以内（連続）
	産前・産後休暇	産前6週間（市長が認めた場合8週間、多胎は産前14週間）、産後8週間
	育児時間	1日2回各30分（生後1年以内）
	妻の出産	5日以内
	育児の参加	5日以内
	子の看護	5日（養育する子が2人以上の場合10日）以内（中学校就学まで）
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日等
	配偶者、子及び父母の追悼のための特別な行事	1日以内
	夏季休暇	7日以内
	災害等による住居の復旧作業	7日以内
	災害等による通勤困難時	必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	
	感染症予防のための交通制限等	
	生理休暇	2日以内
	妊娠中及び出産後1年以内の健康審査	必要と認められる期間
	要介護者の介護	5日（要介護者が2人以上の場合10日）以内

区 分	種 類	内 容
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間
介護時間	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内において、1日につき2時間以内

第6章 職員の休業の状況

1 各種休暇の取得状況

(1) 一般職員の年次有給休暇（令和6年1月1日～12月31日）

平均取得日数 13.4日（資料：令和7年度勤務条件等調査）

(2) 育児休業等の取得者数（令和6年度）

		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性	新規	3人	0人	0人
	再度	0人	—	—
	継続	1人	0人	0人
女性	新規	10人	3人	1人
	再度	0人	—	—
	継続	16人	14人	1人
合計	新規	13人	3人	1人
	再度	0人	—	—
	継続	17人	14人	1人

（資料：令和7年度勤務条件等調査）

第7章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

(1) 分限処分者数（令和6年度）

区分	処分の種類				合計
	処分事由	免職	降任	休職	
市長部局等	心身の故障の場合	－	－	8人	8人
	条例で定める事由による場合	－	－	－	－
教育委員会	心身の故障の場合	－	－	－	－
	条例で定める事由による場合	－	－	－	－
合計	心身の故障の場合	－	－	8人	8人
	条例で定める事由による場合	－	－	－	－

(注) 条例で定める事由による場合とは、勤務実績が良くない場合、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合などです。

2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

(1) 懲戒処分者数（令和6年度）

区分	処分の種類				合計	
	処分事由	免職	停職	減給		戒告
市長部局等	法令に違反した場合	－	－	1人	－	1人
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	－	－	1人	－	1人
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	－	1人	－	1人	2人
教育委員会	法令に違反した場合	－	－	－	－	－
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	－	－	－	－	－
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	－	－	－	－	－
合計	法令に違反した場合	－	－	1人	－	1人
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	－	－	1人	－	1人
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	－	1人	－	1人	2人

第8章 職員のサービスの状況

1 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

2 営利企業等への従事

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

第9章 職員の退職管理の状況

職員の退職管理については、以下の項目が義務付けられています。

- ・ 営利企業に再就職した元職員が離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、原則職員へ働きかけることを禁止
- ・ 地方公務員法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする場合の承認申請の提出

承認申請の提出数（令和7年4月1日） 0件

第10章 職員の研修の状況

1 研修の状況

【独自研修】

実施月	研修名	受講対象者
4月	新採職員研修	新規採用職員
4月	小論文	主幹級昇格者
採用月から5か月間	新規採用職員の監督者及び指導担当者制度	新規採用職員のうち事務職、技術職、保育士及び保育教諭
5月～7月、年度途中採用者は都度	接遇研修（映像研修）	会計年度任用職員
6月	技術職員研修	技術職員
7月	ハードクレーム研修	主幹級職員
7月	わかりやすい話し方研修	主査級職員
8月	職員エンゲージメント向上研修	部長級及び課長級職員
10月	コミュニケーション研修	主任主事級及び主事級職員
10月	ハラスメント研修	主任主査級職員
10月	コンプライアンス研修	部長級及び課長級職員
10月	技術職員研修	技術職員
12月	職場体験学習（年末年始特別清掃）	在職2年未満の職員（医療職及び労務職を除く。）
2月	技術職員研修	技術職員
2月	人権研修	主任主査級職員

【階層別研修（三重県市町総合事務組合主催）】

研修名	対象	期間
リーダー研修（コンプライアンス）	課長級職員	1日間
リーダー研修（リスクマネジメント）		1日間
リーダー研修（管理職の心構え、マネジメント）	新任課長級職員	1日間
リーダー研修（ハラスメント）	課長補佐級職員	1日間
マネージャー研修（政策）	係長級職員	1日間
マネージャー研修（係長のマネジメント）	係長級職員	1日間
マネージャー研修（コーチング）	新任係長級職員	1日間

フォーステップ研修Ⅰ（情報活用力）	採用後10年以上の職員	1日間
フォーステップ研修Ⅱ（業務改善）		1日間
スリーステップ研修Ⅰ（OJTトレーナー）	採用後6年～10年の職員	1日間
スリーステップ研修Ⅱ（ファシリテーション）		1日間
スリーステップ研修Ⅲ（ロジカルシンキング）		1日間
スリーステップ研修Ⅳ（タイムマネジメント）		1日間
ツーステップ研修Ⅰ（セルフコントロール）	採用後2年～6年の職員	1日間
ツーステップ研修Ⅱ（プレゼンテーション）		1日間
ツーステップ研修Ⅲ（クレーム対応・ハードクレーム対応）		1日間
ツーステップ研修Ⅳ（事務ミス防止）		1日間
ワンステップ研修Ⅰ（基礎）	新規採用職員	3日間
ワンステップ研修Ⅱ（地方自治法・地方公務員法）		1日間
ワンステップ研修Ⅱ（公文書基礎）		1日間
ワンステップ研修Ⅲ（福祉体験）		1日間
ワンステップ研修Ⅳ（自己改善）		2日間
ワンステップ研修Ⅴ（自治体情報化基礎）		1日間
定年延長職員研修	暫定再任用職員等	1日間
パワーアップ研修・特別セミナー（法制事務研修、情報処理研修等）	希望する職員	

【広域・派遣研修】

研修名	期間	主催者
固定資産税課税事務（家屋）	8月20日～8月30日	全国市町村国際文化研修所
図書館とまちづくり	1月22日～1月24日	全国市町村国際文化研修所
スポーツ行政の推進	3月3日～3月7日	市町村職員中央研修所
第2部課程	約8週間	自治大学校
第1部・第2部特別課程	約4週間	自治大学校

第 1 1 章 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び亀山市安全及び衛生管理に関する規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業名	事業の内容
定期健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施する。
特定業務健康診断	深夜業など特定の業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生するのを予防する。
ストレスチェック	職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を実施する。
その他健康診断	情報機器作業健康診断、胃がん・婦人がん検診等の健康診断を実施する。
その他の健康管理事業	健康相談（月1回実施）、人間ドック受診者支援

2 職員互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度を効率的、効果的に実施するため、職員互助会に対し助成しています。

補助実績（令和6年度決算）	A	4,655千円
職員互助会の事務費・人件費の額	B	1,266千円
職員1人当たり補助金額（(A-B)÷職員数）		6.0千円

3 その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

第 1 2 章 その他市長が必要と認める事項

1 公平委員会の業務の状況

(1) 業務の状況

○公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第 7 条第 3 項の規定により設置され、また処理する業務は同法第 8 条第 2 項において定められています。その主な業務の内容は次のとおりです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の業務条件に関する措置要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・職員の苦情を処理すること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況

○勤務条件に関する措置の要求の件数

区分	R6. 3. 31 現在 未処理件数	R6. 4. 1～ R7. 3. 31の不服 申立て 件数	R6. 4. 1～ R7. 3. 31の処理 件数	左の内訳		R7. 3. 31 現在 未処理件数
				R6. 3. 31現在 未処理件数に 係る処理件数	R6. 4. 1～ R7. 3. 31の不服 申立てに係る 処理件数	
—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況

○不利益処分に関する不服申立ての件数

区分	R6. 3. 31 現在 未処理件数	R6. 4. 1～ R7. 3. 31の不服 申立て 件数	R6. 4. 1～ R7. 3. 31の処理 件数	左の内訳		R7. 3. 31 現在 未処理件数
				R6. 3. 31 現在未処理件 数に係る処理 件数	R6. 4. 1～ R7. 3. 31の不服 申立てに係る 処理件数	
—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—